



Attorneys-at-Law  
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

TIPLo Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 201711 TIPLo, All Rights Reserved.

## TIPLo Outstanding work on Litigation Case (2017.11)

### Example work 1

<p>案件摘要</p>	<p>ある米国の電子部品選別設備製造会社（特許権者）がクライアント(日本企業)及びその台湾代理会社を相手取り、知的財産裁判所に特許権侵害の民事訴訟を提起し、クライアントが台湾代理会社を通して販売している機器が特許権を侵害していると主張し、同時にクライアントとその台湾代理会社に侵害の停止並びに3億台湾ドルの損害賠償を請求した。訴訟において、特許権者は単にクライアントの製品説明書を根拠として侵害を主張したので、裁判所は第三者の会社において当該第三者がクライアントのところから購入した係争機器を検証した。特許権者が侵害を受けたと主張した特許請求項がミーンズ・プラス・ファンクシオンクレームであったため、双方は訴訟において係争機器にミーンズ・プラス・ファンクシオンクレームが開示した対応構造があるかどうかを争った。クライアントも訴訟において、先行技術を提出して係争特許は進歩性が欠如しているので取消事由があると主張した。</p> <p>知的財産裁判所が第一審で原告に敗訴の判決を言い渡したが、原告は控訴を提起した。知的財産裁判所は、第二審で双方の主張を斟酌した後、係争特許に取消事由がないと認定したが、係争機器が係争特許の侵害になるかの部分について、係争特許を侵害していないと認定し、控訴を棄却した。判決の理由は次の通りである。</p> <p>1. 係争特許の技術特徴(c)の対応段落は明細書第 19 頁第 4 行から第 20 頁第 1 行まで、及び図面 1、3、10、10a 及び 14 であり、当該図面は当該明細書の内容を補充するものだが、当該段落には「傾斜面」がないので、「装着柵板及び台座が傾斜面にある」と解釈すべきではない。しかし、「傾斜面」がなければ、技術特徴(c)の「部品を台座に装着する」機能を果たすことができないことは、前述の通りである。それ故、技術特徴(c)の機能を果たすために「重力により未装着の部品が空の台座上でひっくり返る」を必要構造と連結関係として加えた。</p>
-------------	--

	<p>2. 出願の包袋によれば、原告は、係争特許に関する技術特徴(c)の使用手段は「重力の方法により部品を台座に装着する」ので、圧力を利用して部品の吸引、注ぎを加速する技術手段とは関わりがなく、また「半真空吸引構造」は単に部品を「保持」するためだけに使用すると明確に示していた。</p> <p>3. 原告が原審で提出した写真、及び被告が原審準備手続きで提出したスライドから分かるように、部品が吸引力により空の台座でひっくり返るため、係争特許と係争機器のいずれにも「部品の流れが、リングが回転している時の経路に注がれ、かつ部品を台座に収容および装着する」と同一機能及び結果があるが、係争機器が吸引力により空の台座でひっくり返すことと、係争特許が重力により空の台座でひっくり返すことは、両者の方法に実質的な差異があり、その構造の均等範囲を含むことではないので、係争機器に係争特許の請求項1の要件1(c)特徴を読み取ることができない。</p> <p>4. 係争機器にある空の台座スルーホールの方が、重力方向と垂直になるため、部品が重力により空の部品台座でひっくり返ることはあり得ない。係争機器の部品は吸引力により空の台座でひっくり返るので、係争特許の重力によるひっくり返しと係争機器によるひっくり返しの技術手段も実際は異なり、均等論の適用がない。それ故、係争機器は係争特許の請求項1の特許権範囲に含まれない。</p>
弊所担当者	陳和貴 弁護士/弁理士 楊益昇 弁護士/弁理士
他所協力部分	N/A
期日	<p>2013.05.03:特許権者が民事訴訟を提起</p> <p>2013.11.26:第1回口頭弁論</p> <p>2014.03.14:裁判所による第三者の場所における検証</p> <p>2014.12.23:第10回口頭弁論(弁論終結)</p> <p>2015.01.23:裁判所による判決</p> <p>2015.02.17:控訴人が控訴を提起</p> <p>2015.09.02:第二審第1回開廷</p> <p>2016.01.27:証人喚問(発明者)</p> <p>2016.09.02:裁判所による第三者の場所における検証</p> <p>2016.12.08:口頭弁論</p> <p>2017.01.12:判決</p>
本件要点	<p>本件において裁判所が明示したミーンズ・プラス・ファンクションクレームの解釈原則及び禁反言原則は、特許請求の範囲の解釈及び均等論の適用範囲の見解において、いずれも当事者が主張したものと同一であった。本件は請求金額が高額で案件状況も複雑であったが、弊所による強力な答弁により、クライアントは高額な賠償金の支払いを免れることができ、また間接的にクライアントの市場における競争ポジションも維持することができた。</p>

**Example work 2**

<p><b>本件摘要</b></p>	<p>本件特許権者は公告第 589539 号「コンピュータデバイス及び周辺デバイスの信号スイッチ、およびその方法」特許（以下係争特許という）、及び公告第 584276 号「自動切替器」実用新案（以下係争実用新案という）の特許権者であり、弊所クライアント A がその同意を得ないで、13 種の KVM 切替器を製造し、係争特許訂正後の請求項 1、6 を侵害していると主張し、告訴を提起した。また、9 種の KVM 切替器を製造し、係争実用新案訂正後の請求項 1 を侵害し、且つ一部の係争切替器を弊所クライアント B に渡して、販売させたので、それぞれ裁判所に対し、クライアント A への台湾ドル（以下同じ）1 億 5000 万台湾ドル及び法定遅延利息を加算した金額の支払い、並びにクライアント B への 1000 万台湾ドル及び法定遅延利息の支払いを命じる判決を下すよう請求する告訴を提起した。</p> <p>本件は 2005 年より裁判所に係属し、第一審及び第二審の判決は共に、係争特許及び係争実用新案が無効事由に該当したため、特許権者は特許権を主張してはならないと認定したが、最高裁判所がこれを差戻し、新たに特許有効性の審理を行うよう命じた。その後、差戻審の判決では、特許が無効の事由に該当しないと認定したが、裁判所は、実地検証及びテストの結果、特許権者が係争 KVM 切替器に「産業標準に従って複数のコンソールデバイスをエミュレートする」、「キーボード—画像—マウス（KVM）チャネル及び周辺機器チャネルを共通のコンピュータまたは種々のコンピュータに非同期で、または同期して切り替えることができるので、スイッチのスイッチング時、当該周辺データフローを途切れられない」機能があることを立証できなかったため、係争特許請求項の文言侵害に該当せず、均等範囲に入らないと認定した。また、次のように認定した。即ち、係争 KVM 切替器の技術特徴要件である「当該各々のケーブルの一端部をメインソケットに導入するハウジングは、ネジ閉鎖手段で上下蓋体を組合せるとともに、その内面は、回路板に密着しない」ことが、係争実用新案請求項要件のうちの「且つ、当該メインソケットのハウジングにより、当該各々ケーブルの一端部が覆われる」ことと異なるので、自ずと文言侵害にならない。更に前記 KVM 切替器の方法、機能、結果は、係争実用新案請求項 1 と実質的に異なっているため、均等論の適用もない。それ故、差戻審の判決は、特許権者の請求を棄却した。最高裁判所も 2017 年に特許権者の上告を棄却する判決を下し、弊所クライアント A、B の勝訴が確定した。</p>
<p><b>弊所担当者</b></p>	<p>陳和貴 弁護士/弁理士 郭佩宜 弁護士/弁理士</p>
<p><b>他所協力部分</b></p>	<p>N/A</p>

<p>期日</p>	<p>A 案件 2005:告訴を提起 2010.12.21:第 1 審判決 2013.03.27:第 2 審判決 2014.11.07:第 3 審判決で差戻し 2016.10.27:差戻審判決 2017.08.17:第 3 審判決で特許権者の上告を棄却し、本件判決が確定</p> <p>B 案件 2005:告訴を提起 2010.11.12:第 1 審判決 2012.03.31:第 2 審判決 2013.09.25:第 3 審判決で差戻し 2016.10.27:差戻審判決 2017.08.16:第 3 審判決で特許権者の上告を棄却し、本件判決が確定</p>
<p>本件要点</p>	<p>弊所クライアントが特許侵害を指摘されたため、訴訟戦略として、特許の無効を主張すると同時に、たとえ特許が有効であるとしても、クライアントが製造、販売した KVM 製品も係争特許の特許請求の範囲に入らないと主張した。また、特許無効の抗弁は、第一審及び第二審の裁判所に認定されたが、最高裁判所に支持されなかった。それ故、弊所は、クライアントに代わって、差戻審の証拠調査段階において、裁判所に係争 KVM 製品の技術テストを行うよう申し立てた。双方当事者が裁判官及び技術審査官の立会いの下で、法廷で製品機能をテストし、製品構造を確認するために、製品を分解したほか、双方当事者による係争 KVM 製品の切替接続テストを行うために、裁判所からもキーボード、ディスプレイ、マウス設備が提供された。最後に裁判所が、係争 KVM 製品が係争特許及び係争実用新案の特許請求の範囲に入らないと認定したので、勝訴判決が確定した。</p>

### Example work 3

<p>本件摘要</p>	<p>(商標ライセンス契約解約後の損害賠償請求)</p> <p>クライアントは「A」商標の商標権者であり、またクライアント関連企業の同意を得た後、クライアントは上記商標及びクライアント関連企業が取得した「B」商標を併せて〇〇会社に使用許諾したので、クライアントは〇〇会社と2010年8月31日に商標ライセンス契約を締結した。ライセンス期間は2011年6月1日より2016年5月31日までで、ライセンス使用範囲は下着既製服商品となっていた。この外、クライアントの要求に応じ、第三者△△が〇〇会社による係争商標ライセンス契約の履行範囲内において、〇〇会社の連帯保証人となることに同意した。</p>
-------------	--

	<p>しかし○○会社がライセンス期間内に係争商標ライセンス契約の条約を違反したので、クライアントは 2013 年 3 月 30 日に弊所に商標ライセンス契約を解約する旨の弁護士書簡を○○会社に送付するよう依頼した。また、クライアントは 2015 年 3 月 30 日に○○会社及び第三者△△に対する民事訴訟の提起を弊所に依頼し、○○会社の原因で商標ライセンス契約を解約することになり、クライアントは契約の解約後、○○会社から受取るべき残り三年間のロイヤルティー、即ち NT\$3,780,000 の利益を失ったと主張した。また、クライアントは先ず NT\$1,000,000 の範囲内において、○○会社及び第三者△△に連帯で損害賠償の責任を負うよう請求した。</p> <p>第一審裁判所は、○○会社が商標ライセンス期間において、商標ライセンス契約第 11-2 条第(1)、(2)項、第 4-9 条、第 5 条、第 7-3 条(即ち業績の基準未達成、売上額及び定額を超えるロイヤルティーの未清算、販売業務資料の未提出、商品包装デザインについてクライアントの審査を経ていない)等に違反し、クライアントが○○会社に上記の違約事情があったため、係争商標ライセンス契約を解約し、クライアントが 2013 年 6 月より 3 年間連続○○会社から受取るはずだったが受取れず喪失した最低ロイヤルティーが NT\$3,780,000 にも達したが、これはクライアントの損失利益に該当すると認め、○○会社及び第三者△△がクライアントに賠償責任を負わなければならない、○○会社及び第三者△△から NT\$1,000,000 をクライアントに支払うべきであると判決した。</p> <p>被告○○会社及び△△が第一審民事判決について控訴した。第二審裁判所は、○○会社が商標ライセンス期間において、商標ライセンス契約第 11-2 条第(1)、(2)項、第 4-9 条、第 5 条、第 7-3 条等に違反し、○○会社に上記の違約事情があったため、クライアントが係争商標ライセンス契約を解約し、解約した後ロイヤルティー NT\$3,780,000 を受取ることができなくなったけれども、○○会社は商標ライセンス期間において、また商標ライセンス契約第 11-1 条(即ちライセンシーによるライセンス商標の使用がライセンス範囲を越える、ライセンス商標図案を無断で変更して利用する)にも違反したので、契約に基づいて○○会社及び△△がやはり違約金 NT\$1,000,000 をクライアントに支払うべきであると認めた。よって、○○会社及び△△の控訴を棄却した。</p>
<p><b>弊所担当者</b></p>	<p>陳和貴弁護士/弁理士 吳宗樺弁護士/弁理士</p>
<p><b>他所協力部分</b></p>	<p>N/A</p>
<p><b>期日</b></p>	<p>2015 年 3 月 30 日：民事訴訟提起 2015 年 7 月 2 日：第一審準備手続き 2015 年 7 月 27 日：第一審第一回口頭弁論手続き 2016 年 1 月 11 日：第一審第六回口頭弁論手続き(弁論終結)</p>

	<p>2016年2月5日：第一審判決          2016年8月1日：第二審準備手続き          2016年11月7日：第二審準備手続き終結          2016年12月8日：第二審口頭弁論手続き          2017年12月29日：第二審判決</p>
本件要点	<p>クライアントはかつて〇〇会社の責任者に対して刑事告訴の提起を弊所に依頼し、〇〇会社が商標ライセンス契約の解約後、ライセンス商標を使用し続けたので、商標権侵害に該当すると主張した。しかし検察官が調査したところ、〇〇会社が商標ライセンス契約の解約後、ライセンス商標を使用し続けていたことはないとして、〇〇会社責任者を不起訴処分に処した。しかしその後弊所が民事において、〇〇会社に民事の損害賠償責任を負うべきであると請求し、〇〇会社がクライアントに賠償すべき違約金を受取れるようクライアントをサポートした。</p>

**Example work 4**

本件摘要	<p>(証拠保全)</p> <p>クライアントは係争特許の特許権者であり、特許権存続期間は2013年1月1日から2025年11月20日までである。クライアントの係争特許は、2005年11月21日に經濟部知的財産局に特許出願した後、係争特許を使用した製品の製造を開始して中国の第三者に販売していた。しかし、第三者が2012年11月よりクライアントへの発注及び製品購入を中止したので、クライアントが自社で調査を行ったところ、第三者が転じて〇〇会社からA製品を購入していることが判明した。また、クライアントは〇〇会社の中国代理会社からA製品を手に入れて自社で評価した結果により、A製品について係争特許を侵害する製品であると判断した。</p> <p>裁判所にA製品が係争特許侵害の製品であると疎明するため、クライアントから弊所に台湾で適格な鑑定人を探して特許侵害鑑定を行うよう依頼があり、鑑定人による鑑定を経て、A製品による係争特許侵害の特許侵害鑑定報告が作成された。</p> <p>クライアントは同時に〇〇会社に警告書を送付し、〇〇会社が係争特許を侵害している事情等を主張したが、〇〇会社は返信において次のように伝えてきた。即ち、同会社は確かに台湾でA製品を製造して中国の第三者に販売しているが、同会社は中国に代理会社がないので、クライアントが言っている〇〇会社中国代理会社から入手したA製品は模倣品であることは事実ではないとし、同時に特許侵害鑑定を行う為にA製品を第三公正機関に提出することも拒んだ。</p>
------	--

	<p>以後クライアントが〇〇会社に民事特許権侵害訴訟を提起した場合には、A 製品の販売先が中国であるために裁判所から第三者に A 製品の提出を命じることが困難になり、更には〇〇公司も必ず引き続きクライアントによる A 製品入手の真実性について争議して、侵害事実及び範囲を否認し、A 製品及び関連販売資料の全部或いは一部の提出を拒むと見込まれたため、特許権侵害の事実及び損害賠償範囲を証明することが難しくなってしまうことを考慮し、知的財産裁判所に証拠保全を申立てるようクライアントから弊所に依頼があった。</p> <p>一審裁判所は鑑定人が提出した特許侵害鑑定報告の説明が不完全であることを理由に、クライアントによる証拠保全申立てを棄却した。しかし、クライアントの代理で弊所から二審に抗告を提起するとともに、次のような対策をとった。即ち(1)鑑定人に補足説明の提出を請求。(2)本件は通常の方法で A 製品を入手することが困難であり、A 製品には滅失又は使用に支障が出るおそれがあり、A 製品の保全には時間的な急迫性があり、且つ A 製品の販売状況の現状を確定することには法律上の利益があつて必要である等事由の説明を強化した。その結果、クライアントによる保全証拠の申立てが二審裁判所によって許可された。</p>
<p><b>弊所担当者</b></p>	<p>陳和貴弁護士/弁理士 楊益昇弁護士/弁理士 吳宗樺弁護士/弁理士</p>
<p><b>他所協力部分</b></p>	<p>N/A</p>
<p><b>期日</b></p>	<p>2016 年 4 月 25 日：証拠保全申立て 2016 年 5 月 05 日：一審裁判所より申立て棄却 2016 年 5 月 27 日：抗告提起 2016 年 7 月 25 日：二審裁判所より原決定破棄、保全証拠申立て許可</p>
<p><b>本件要点</b></p>	<p>クライアントが市場から証拠を入手できないうえ、現在入手している証拠の出所についての説明も困難であったので、以後必ず侵害者が本案訴訟において証拠の証明力を争議すると予測された。そこでクライアントが起訴前に適格な鑑定人を探して特許侵害鑑定報告を入手し、証拠保全の申立てができるよう弊所でサポートした。これにより、以後の本案訴訟並びに訴訟又は交渉における優位性を確保することができた。</p>

### Example work 5

<p>案件摘要</p>	<p>(商標侵害刑事訴訟)</p> <p>クライアントは日本における「A」商標の商標権者であるが、「A」商標は台湾で2002年に□□会社が先取り登録し、数年後関連企業○○会社に譲渡したものである。○○会社は「A」商標を取得したほか、經濟部国貿局にクライアント英語社名と同一の輸出入業者名称を登録し、クライアント製品の包装箱及びバーコードを模倣して販売し、同一種類の製品を輸出した。また、クライアントは、○○会社がクライアントのライセンスなので、クライアントの商標、包装箱を使用することができる」と称し、台湾及び海外市場の関連消費者に○○会社が販売していた安い製品とクライアントの製品と同一であることを誤認させたと述べた。</p> <p>○○会社が完全にクライアント製品の包装箱（「A」商標及び「B」図案を含む）、バーコードを模倣していたので、クライアントが台湾で「B」図案の商標登録を弊所に委任し、○○会社責任者△△に対する「B」商標侵害及び偽造私文書（バーコード）の刑事告訴を提起したところ、検察官が△△を起訴した。</p> <p>第一審裁判所は次のように判断した。(1)商品バーコードは日常生活においてどこでも見られるので、被告人△△が商品バーコードの作用及び機能を知らなかった云々と弁解したことは、信用できない(2)被告人△△は「善意による先使用」の適用を主張したが、被告人△△には日本の関連背景がなく、クライアントははやくも1984年に「A」商標を使用しはじめ、被告人△△がその後○○会社の英語社名をクライアントの英語社名と同一のものに変更し、印刷製作した包装箱もクライアントのと非常に似ているので、あきらかにクライアントの商業的名声に便乗するつもりで、包装箱の図案及び文字を模倣したわけで、善意による先使用を主張する余地がない(3)被告人は2013年より犯罪行為があり、連続犯としてもっとも重い偽造私文書（バーコード）行使罪で論じるべきである。よって、懲役6ヶ月、もし罰金に転換する場合は、1日台湾ドル3,000で換算し、押収された包装箱及び包装箱中の商品もすべて没収に処した。</p> <p>その後、被告人△△及び検察官が共に第一審判決に対して控訴した。第二審裁判所は第一審判決の有罪部分を維持し、双方の控訴を棄却したが、第一審判決の没収部分を取消し、模倣バーコード、商標包装箱だけを没収することとし、包装箱中の商品に「B」商標図案は不使用であり、商標権侵害に該当しないので返還すべきであると認めた。第二審判決の没収部分について、最高裁判所に上告するよう検察官に請求したので、目下最高裁判所で審理されている。</p>
-------------	--

弊所担当者	陳和貴弁護士 吳宗樺弁護士
他所協力部分	N/A
期日	2015年5月19日：検察官による起訴 2015年7月15日：第一審準備手続き 2016年3月7日：第一審準備手続き終結 2016年5月12日：第一審一回目の審理 2016年11月21日：第一審四回目の審理 2016年12月15日：第一審判決 2017年3月2日：第二審準備手続き 2017年3月29日：第二審準備手続き終結 2017年4月20日：第二審審理 2017年5月4日：第二審判決 2017年6月1日：検察官による第二審判決について上告
本件要点	クライアントの「A」商標は台湾で先取り登録されており、異議申立て及び無効審判請求の法定期間も超えていた。しかしクライアントは「B」商標を登録した後、当該侵害行為者に対する刑事告訴の提起を弊所に依頼し、並びに付帯民事訴訟を提起した際、損害賠償を請求することができる。

#### Example work 6

案件摘要	ある米国の通信設備製造業者が経済部知的財産局に無効審判を請求し、ある日本の通信設備製造業者（弊所クライアント）の特許を取り消すよう求めた。案件は経済部知的財産局による審理を経て無効審判不成立の審決が下された（弊所のクライアント勝訴）。
弊所担当者	林志剛弁護士/弁理士 高山峰弁理士 廖文慈弁護士/弁理士 蘇福長特許エンジニア
他所協力部分	N/A
期日	2013.01：無効審判請求を請求される 2013.04：無効審判被請求答弁書(一) 提出及び特許請求の範囲の訂正請求 2013.11：無効審判請求人より理由補充書(一) 提出 2014.01：無効審判被請求答弁書(二) 提出 2014.02：無効審判請求人より理由補充書(二) 提出 2014.04：無効審判被請求答弁書(三) 提出 2014.05：無効審判請求人より理由補充書(三) 提出 2014.09：無効審判被請求答弁書(四) 提出 2015.01：無効審判請求人より理由補充書(四) 2015.05：無効審判被請求答弁書(五) 提出 2015.06：無効審判請求人より理由補充書(五) 提出 2015.07：無効審判請求人より理由補充書(六) 提出

	<p>2015.11：無効審判被請求答弁書(六) 提出及び特許請求の範囲の訂正請求</p> <p>2015.12：無効審判請求人より理由補充書(七) 提出</p> <p>2016.04：無効審判被請求答弁書(七) 提出</p> <p>2016.05：面接実施</p> <p>2016.09：無効審判被請求答弁書(八) 提出</p> <p>2016.09：面接実施</p> <p>2016.10：無効審判請求人より理由補充書(八) 提出</p> <p>2016.11：無効審判被請求答弁書(九) 提出</p>
<b>本件要点</b>	<p>1. 係争特許は、ある信号変換装置の特許である。無効審判請求人は証拠 11 点を提出し、全請求項計 64 項について無効審判を請求し、係争特許に新規性及び進歩性がなく、且つ明細書の記載に不明確な部分があり、当該項の技術を熟知している者がこれをもって実施することができないと主張した。</p> <p>2. 本件に係る請求項は 64 項に達し、無効審判請求の証拠も 11 点に達し、本件の無効審判請求人及び無効審判被請求人は各自理由書及び答弁書 9 部を提出しており、知財局も珍しく二回の面接を実施し、4 年かけて無効審判請求不成立の審決を下したので、本件の案件状況が極めて複雑であることが明確である。</p> <p>3. 弊所はまず手続きにおいてその内の証拠 2 件の公開期日が係争案件の優先権日より後であるので、証拠が適格ではないと主張した。また、実体的な明確性及び進歩性について審査委員を説得することに成功した。知的財産局から最終的に全請求項の無効審判請求不成立の処分が下され、弊所のクライアントが全面的に勝利を収めた。</p>

### Example work 7

<b>案件摘要</b>	<p>ある日本の市場占有率が極めて高い文房具用品の製造会社（弊所のクライアント）が、経済部知財局に他のある日本の文房具用品の製造会社による特許を取消す旨の無効審判を請求した。請求案件は経済部知財局で審理された後、無効審判請求成立の処分が下された（弊所のクライアント勝利）。被請求人はその後、経済部訴願審議委員会に訴願を提起したが、訴願会は知財局の処分を維持し、被請求人の訴願を棄却した（弊所のクライアント勝訴）。</p>
<b>弊所担当者</b>	<p>林志剛弁護士/弁理士 高山峰弁理士 廖文慈弁護士/弁理士 高文欽特許エンジニア/部長</p>
<b>他所協力部分</b>	N/A
<b>期日</b>	<p>2015.12：無効審判請求</p> <p>2016.03：無効審判被請求人より理由補充書（一）提出</p> <p>2016.10：無効審判請求理由補充書提出</p> <p>2017.01：無効審判被請求人より理由補充書（二）提出</p>

	<p>2017.02：知財局より無効審判成立の審決 2017.08：訴願会より訴願棄却 2017.09：被請求人より知的財産裁判所に提訴</p>
<b>本件要点</b>	<p>1. 係争特許はある文房具に関する特許であり、本件の無効審判請求人（弊所のクライアント）が日本においても同時に無効審判被請求人と特許侵害訴訟を行い、同時に米国、韓国、中国において当該係争特許の各国対応案件について、情報を提供しているので、弊所のクライアントは本件の勝敗を極めて重視していた。もし弊所のクライアントが台湾において係争特許を取消すことに成功した場合、相当に新製品の台湾市場展開に有利であり、独占的な地位を取得することができ、その他の国家の関連訴訟にプラスの効果が出る。</p> <p>2. 本件の争点は係争特許の文房具の摩擦体の技術特徴が既に複数の無効審判請求証拠で開示されていたか？当該項の技術を熟知している者がいったい複数の無効審判請求証拠を組合せる可能性があるか？</p> <p>3. 本件の知財局の審査日程も相当に珍しく、迅速に1年半以内に無効審判請求成立の処分が下され、且つ訴願会も4ヶ月以内に無効審判被請求人の訴願を棄却したので、明らかに無効審判請求理由がかなり充実していて、且つ弊所のとった攻撃方法も正確であったと言える。無効審判被請求人は知的財産裁判所に提訴しているが、当該案件については極めて高い勝訴の確信がある。</p>

### Example work 8

<b>案件摘要</b>	ある台湾自転車製造会社が經濟部知的財産局に無効審判を請求し、ある日本自転車製造会社（弊所クライアント）の実用新案の取消しを求めた。案件は經濟部知的財産局による審理を経て、無効審判請求不成立処分とされた（弊所クライアント勝訴）。
<b>弊所担当者</b>	林志剛弁護士/弁理士 高山峰弁理士 廖文慈弁護士/弁理士 詹皓安特許エンジニア
<b>他所協力部分</b>	N/A
<b>期日</b>	2014.12：無効審判を請求される 2015.02：無効審判被請求の答弁書(一)提出 2017.02：面接実施 2017.04：無効審判請求人より理由補充書提出 2017.07：無効審判被請求の答弁書(二)提出
<b>本件要点</b>	係争実用新案は、ある自転車用ギアクランクの実用新案であり、無効審判請求人は請求項の独立項について無効審判を請求した。自転車関連発明の技術分野は極めて狭く、研究開発の余地に限りがあるので、進歩性不備ではないかと疑問視される可能性が非常に高い。しかし、弊所は審査委員と密に

	<p>コミュニケーションをとり、審査委員の心証を掌握して、正確に答弁方針を定め、十分に答弁技巧を駆使する戦略をとったので、実用新案範囲の訂正によって先行技術を回避することなく、直ちに知財局に係争実用新案に進歩性があることを認めさせ、無効審判請求不成立の処分を勝ち取ることができ、クライアントの最大の権利範囲を守ることに成功した。</p>
--	--

### Example work 9

<b>案件摘要</b>	<p>ある台湾自転車製造会社が、經濟部知的財産局に無効審判を請求し、ある日本自転車製造会社（弊所クライアント）の実用新案の取消しを求めた。案件は經濟部知的財産局による審理を経て、無効審判請求不成立処分とされた（弊所クライアント勝訴）。</p>
<b>弊所担当者</b>	<p>林志剛弁護士/弁理士 高山峰弁理士 廖文慈弁護士/弁理士 詹皓安特許エンジニア</p>
<b>他所協力部分</b>	N/A
<b>期日</b>	<p>2014.11：無効審判を請求される 2015.02：無効審判被請求の答弁書(一)提出 2017.02：面接実施 2017.04：無効審判請求人より理由補充書提出 2017.07：無効審判被請求の答弁書(二)提出</p>
<b>本件要点</b>	<p>係争実用新案はある自転車用チェーンホイール固定構造の実用新案であり、無効審判請求人は請求項の独立項について無効審判を請求した。確かに自転車関連発明の技術分野は極めて狭く、研究開発の余地に限りがあるので、進歩性不備ではないかと疑問視される可能性が非常に高い。しかし、弊所は審査委員と密切にコミュニケーションをとり、審査委員の心証を掌握して、正確に答弁方針を定め、十分に答弁技巧を駆使する戦略をとったので、実用新案範囲の訂正によって先行技術を回避することなく、直ちに知財局に係争実用新案に進歩性があることを認めさせ、無効審判請求不成立の処分を勝ち取ることができ、クライアントの最大の権利範囲を守ることに成功した。</p>

**Example work 10**

<p><b>案件摘要</b></p>	<p>ある日本の化学工業材料製造会社が、經濟部知的財産局に無効審判を請求し、ある別の日本化学工業材料製造会社（弊所クライアント）の特許の取消しを求めた。案件は經濟部知的財産局による審理を経て、無効審判請求不成立の処分とされた（弊所クライアント勝訴）。</p>
<p><b>弊所担当者</b></p>	<p>林志剛弁護士/弁理士 高山峰弁理士 廖文慈弁護士/弁理士 邱嘉彬特許エンジニア</p>
<p><b>他所協力部分</b></p>	<p>N/A</p>
<p><b>期日</b></p>	<p>2016.07：無効審判を請求される 2016.11：理由答弁書（一）提出及び特許範囲訂正請求 2017.04：無効審判請求理由補充書提出 2017.07：理由答弁書（二）提出 2017.08：知財局より無効審判請求不成立審決</p>
<p><b>本件要点</b></p>	<p>係争特許はあるノズル排出式塗布法のポジ型フォトレジストに用いる組成物に関する特許であり、無効審判請求人は五点の引例を以って係争特許は進歩性が欠如していると主張した。弊所で詳細に各引例案件と係争特許の技術特徴における差異を分析し、各自が解決しようとする課題及び使用している技術手段上の差異を比較した結果、極めて速く知財局から1年以内に無効審判請求不成立の処分を勝ち取ることができ、クライアントの特許有効性の維持に成功した。</p>

商標異議申立案件－1

<p>商標概況</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>係争商標： 登録番号：1634203 類別：8 指定商品：理髪用はさみ；かみそり；登山ナイフ；花バサミ；木バサミ等。 商標権者：台湾系・正來易剪刀五金股份有限公司 (以下、被異議人)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>異議申立の根拠商標： 使用商品：書籍、漫画、雑誌、映画、ネットワーク関連等。 商標所有者：日系・株式会社 KADOKAWA(以下、異議人)</p>
<p>経過</p>	<p>被異議人は2013年10月29日に「朱鳳 CARDINAL 及び図形」商標を商標法施行細則第19条第8類『理髪用はさみ；かみそり；登山ナイフ；花バサミ；木バサミ等』商品に指定使用し、經濟部知的財産局（以下、知財局）に登録出願し、同局の審査を経て、第1634203号商標（以下、係争商標）として登録を許可された。</p> <p>異議人は2014年7月1日に、係争商標の登録が商標法第30条第1項第11、12号規定に違反しているとして、異議申立を提起した。知財局が審理した結果、「異議申立不成立」という処分を下した。異議人は不服として、前掲処分に対し訴願（日本の不服申立てに相当）を提起した結果、經濟部は2016年5月3日付経訴字第10506303860号決定書を以って「訴願申立を却下する」という決定を下したので、更に知的財産裁判所に対して行政訴訟を提起した。被異議人は知的財産裁判所の職権命令により訴訟参加した。</p>

	<p>そして、知的財産裁判所の判決結果では 105 年度行商訴字第 95 号行政判決書を以って異議人の勝訴とした。その後、被告（知財局）は本件判決結果により 2017 年 3 月 17 日付中台異字第 G01060168 号審決書を以って「第 1634203 号商標の登録を取消すべきである」という審決を下した。それに対し被異議人が不服の申立を提起しなかった為、本件異議審決が確定した。</p>
<p>期 日</p>	<p>2014.07.01－異議申立の提起 2015.09.15－知財局により異議申立不成立 2015.10.19－異議人より訴願申立の提起 2016.05.03－經濟部訴願審議委員会により訴願却下 2016.07.05－異議人より行政訴訟の提起 2016.12.29－知的財産裁判所により訴願決定及び原処分取消 2017.03.17－知財局により第 1634203 号商標の登録を取消</p>
<p>本案の要点</p>	<p>本件の争点は係争商標が商標法第 30 条第 1 項第 11、12 号規定に違反しているかどうか、とのことである。</p> <p>知財局は両商標が同じフェニックスをモチーフにしたものであるが、フェニックスは漢字文化圏の国でよく見られる図形であり、結合文字や構図の繁簡によって尚も自他識別性が生じるので、全体構成において両商標の類似性が高くなく、又異議人が提出した証拠資料では、根拠商標が系争商標の出願日より前にわが国で書籍、雑誌に使用されていた事実があると認定できるが、その著名性は系争商標の『理髪用はさみ、はさみ』等商品にまで及ぶことを立証できない他、被異議人の不正先取り出願行為を証明できる証拠資料もないという理由で、本件商標の登録出願には商標法第 30 条第 1 項第 11、12 号規定を適用せず、異議申立不成立という処分を下した。</p> <p>經濟部訴願審議委員会は、両商標がいずれもフェニックス図形を商標の主要部として構成したものであり、僅かに色彩、頭部又は足部等に少しの相異があるのみなので、外観、観念において極めて近似し、それらの類似程度が低くないとすべきであるが、異議人が提出した証拠資料では根拠商標の著名性が系争商標の出願日より前から台湾国内の関連業者又は公衆に広く知悉され、著名商標となっていることを立証するに足らず、また根拠商標が先に使用していた『書籍、雑誌』等商品と系争商標の『理髪用はさみ、はさみ』等指定商品は、商品の性質、内容、販売ルート又は場所、販売対象において異なっており、異議人が提出した証拠資料により根拠商標が系争商標の出願日より早く『理髪用はさみ、はさみ』等商品に使用されていたとは認めにくいので、原処分の見解を維持し、訴願申立を却下した。</p>

系争商標	根拠商標
	
<p><b>商標主要部</b></p>	
<p>一方、知的財産裁判所では、主に次の理由に基づき、係争商標が商標法第30条第1項第12号の不登録事由を適用すると認められ、被告（知財局）は登録第16341203号「朱鳳 CARDINAL 及び図形」商標を取消すべきという審決を下すよう命じた。</p>	
<p>1. 両商標にあるフェニックス図形は、足部のデザインにおいて僅かな差異を有するが、頭部、両翼、尾、体の姿及び円形輪郭はほとんど同一の構成となっており、且つ漢字「朱鳳」と英文字「CARDINAL」には「赤フェニックス」又は「北アメリカのベニスズメ」という意味があり、フェニックス図形の説明文字と看做すことができ、両者は外観、輪郭及び全体意匠においてほぼ同一であり、両商標の類似程度は極めて高い。</p>	
<p>2. 異議人は台湾において根拠商標を書籍、漫画、ライトノベル、アニメ及びその周辺商品等多角化商品に広く使用しており、それら書籍、雑誌、アニメ等に関する宣伝活動において登場人物やキャラクターに扮したコスプレが持つ特殊な刃物又は刀剣に根拠商標を付けているので、異議人の多角化経営に伴い、根拠商標が実際に係争商標の指定商品と同一・類似する商品に使用されていると認められる。</p>	
<p>3. 異議人は被異議人が地縁や業務等の関係により異議人商標の存在を知悉していたことを証明できないが、両商標が実質同一であることから考慮すれば、被異議人は根拠商標の存在を知悉し、それを模倣して係争商標をデザインしたと推論できる。</p>	

**商標異議申立案件-2**

<p>商標概況</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>係争商標： 登録番号：1733208</p>
-------------	--

	<p>類 別：11          指定商品：電気スタンド、トースター、コーヒーメーカー、扇風機、自動炊飯器、冷蔵庫、電気ポット、製パン機、食器乾燥機、衣類乾燥機、冷凍庫、アイスクリームメーカー、電気オーブン、電子レンジ、除湿機、送風機、冷暖房設備、セントラル方式冷房装置、電気ストーブ。          商標権者：台湾系・禾聯碩股份有限公司(以下、被異議人)</p> <p>異議申立の根拠商標： KIMURA KOHKI</p> <p><b>KIMUKOH</b></p>  <p>木村工機株式会社</p>  <p>使用商品：空調機、空調機用熱交換器、空調機用吹出口、空調機用加湿器、空調設備、暖房機等。          商標所有者：日系・木村工機株式会社(以下、異議人)</p>
<p>経 過</p>	<p>被異議人は2015年2月13日に「木村工 KIMURA」商標を商標法施行細則第19条第11類『電気スタンド、トースター、コーヒーメーカー、扇風機、自動炊飯器、冷蔵庫、電気ポット、製パン機、食器乾燥機、衣類乾燥機、冷凍庫、アイスクリームメーカー、電気オーブン、電子レンジ、除湿機、送風機、冷暖房設備、セントラル方式冷房装置、電気ストーブ』商品に指定使用し、経済部知的財産局（以下、知財局）に登録出願し、同局の審査を経て、第1733208号商標（以下、係争商標）として登録を許可された。</p> <p>異議人は2016年1月15日に、係争商標の登録が商標法第30条第1項第11、12号規定に違反しているとして、異議申立を提起した。その後、知財局が審理した結果、2016年7月4日中台異字第G01050033号商標異議審決書を以って「第1733208号商標の登録を取消すべきである」という処分を下した。それに対し被異議人は不服の申立（訴願）を提起しなかった為、本件異議審決が確定した。</p>
<p>期 日</p>	<p>2016.01.15－異議申立の提起          2016.07.04－知財局により異議申立成立</p>
<p>本案の要点</p>	<p>本件の争点は係争商標が商標法第30条第1項第12規定に違反しているかどうか、とのことである。知財局は次の関連要素に基づき異</p>

議申立成立という処分を下した。

1.商標の類似程度：系争商標は「木村工」及び「KIMURA」から構成され、根拠商標とを比較対照すれば、いずれも人の注意を引く中国語「木村工」又は「木村」及びその日本語称呼に相当するローマ字「KIMURA」があり、消費者に外観、称呼及び觀念が同一するというイメージを与え、それらを同一又は類似する商品に標示した場合、出所の混同誤認を引起す虞があるので、類似度が高い商標だというべきである。

2.商品の類似程度：

①系争商標が指定している『除湿機、送風機、冷暖房設備、セントラル方式冷房装置、電気ストーブ』商品は、根拠商標の『空調機』等商品とは商品の機能、用途、材料において同一又は近似するところがあり、類似度が高い又は密接な関連性を有する商品である。

②系争商標が指定している『電気スタンド、トースター、電気コーヒーマーカー、扇風機、電子炊飯ジャー、電気冷蔵庫、電気ポット、家庭用製パン機、食器乾燥機、衣服乾燥機、冷蔵用コンテナ、アイスクリーム製造機、電気オーブン、電子レンジ』商品は、根拠商標の『空調機』等商品とは販売・宣伝ルート、販売場所及び消費対象等要素において共通点又は関連性があり、類似商品に該当すべきであるが、類似性は高くない。

3.根拠商標の先使用の事実：異議人が提出した証拠資料によれば、異議人は主に空調機等商品を取扱っており、1947年より会社創立者の名字から考案した根拠商標を商品出所の識別標識として使用し、且つ日本、中国、韓国で積極的に宣伝使用しているので、根拠商標には系争商標の出願日(2015年2月13日)より前から空調機等関連商品に使用されているという先使用の事実があると認められることができる。

4.根拠商標の識別性：根拠商標にある「木村」又はそれに対応する「KIMURA」ローマ字は日本の名字の一つであるが、『空調機』等関連商品とは関連性を有さず、且つ商標見本の全体においてその他の文字又は図形設計と結合している他、長期間に亘って空調機等関連商品に使用されているので、十分な識別性を具えると認められる。

前述のように、両商標の類似性はかなり高く、また根拠商標は商標としての識別性が強く、係争商標の出願日より前から空調機等関連商品における先使用の事実がある他、日本とわが国は地理的に近くて貿易や観光による往来が頻繁になり、被異議人は同一又は関連業界における競争会社であるので、その地縁、業務関係を利用して根拠商標の先使用を知悉しているはずである。このように、被異議人は同一類似の商標を同一類似の商品につき出願したことは偶然ではないと言えるので、商標法第30条第1項第12号の不登録事由を適用し、本件商標の登録を取消すべきである。

商標異議申立案件－3

<p>商標概況</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>係争商標： 登録番号：1698389 類別：3 指定商品：化粧石鹸；洗顔石鹸；液体石鹸；香水を含む石鹸；化粧品；浴用化粧品；化粧クリーム；保湿クリーム；化粧用オイル；粉末香水；フェイスパウダー；化粧製剤；スキンケア；顔用スキンケア化粧品；洗顔用フォーム；エッセンシャルオイル；マスク；ローション；日焼け止めクリーム。</p> <p>商標権者：香港系・Naturally Plus Direct Marketing Co., Limited (以下、被異議人)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>異議申立の根拠商標： 登録番号：658226 類別：第6類（出願時） 指定商品：化粧品。 商標権者：フランス系・RIVADIS HOLDING (以下、異議人)</p>
<p>経過</p>	<p>被異議人は2014年6月10日に「奥芮姬/AURAGE」商標を商標法施行細則第19条第3類『化粧石鹸；洗顔石鹸；液体石鹸；香水を含む石鹸；化粧品；浴用化粧品；化粧クリーム；保湿クリーム；化粧用オイル；粉末香水；フェイスパウダー；化粧製剤；スキンケア；顔用スキンケア化粧品；洗顔用フォーム；エッセンシャルオイル；マスク；ローション；日焼け止めクリーム』商品に指定使用し、經濟部知的財産局（以下、知財局）に登録出願し、同局の審査を経て、第1698389号商標（以下、係争商標）として登録を許可された。</p> <p>異議人は2015年7月1日に、係争商標の登録が商標法第30条第1項第10、11、12号規定に違反しているとして、異議申立を提起した。その後、知財局が審理した結果、係争商標の登録には商標法第30条第1項第10、11、12号規定を適用しないと認め、2016年8月31日中台異字第G01040415號商標異議審決書を以って「異議申立不成立」という処分を下した。それに対し異議人は不服の申立（訴願）を提起しなかった為、本件異議審決が確定した。</p>
<p>期日</p>	<p>2015.07.01－異議申立の提起</p>

	2016.08.31－知財局により異議申立不成立
本案の要点	<p>本件の争点は係争商標が商標法第 30 条第 1 項第 10、11、12 号規定に違反しているかどうか、とのことである。知財局は次の関連要素に基づき異議申立が成立しないという処分を下した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.両商標の類似程度：系争商標「奥芮姬/AURAGE」は根拠商標「AURIEGE」とを比較対照すれば、たとえ同じ「AUR-GE」レターがあるにしても、系争商標にある中国語の「奥芮姬」は英文字「AURAGE」より大きな字体で表されており、消費者に強い印象を与えるので、両商標の類似度が中程度である。</li> <li>2.根拠商標の著名性：異議人が提出した証拠資料では根拠が外国で築き上げた知名度が系争商標の出願日(2014年6月10日)より前からわが国の関連取引業者又は消費者に広く知悉され、著名になっていたことを認定できない。</li> <li>3.商標識別性の強弱：系争商標にある「奥芮姬」、「AURAGE」及び根拠商標にある「AURIEGE」はいずれも特定の意味を有せず、固有の言葉ではないため、いずれも識別性が強いものに該当する。</li> <li>4.関連消費者の各商標に対する熟知度：双方当事者が提出した証拠資料から、両商標商品がわが国の実際取引市場において併存していたと推断できる。</li> </ol> <p>前述のように、両商標の類似度が中程度であり、それぞれ高い識別性を具備している他、両商標商品が既に取引市場で併存しているので、関連消費者の混同誤認を引き起した事実を立証できない状況下では、系争商標に商標法第 30 条第 1 項第 10 号不登録事由を適用することは認定できない。又、根拠商標が系争商標出願前に著名になったと裏付けられる証拠資料が不足しているので、商標法第 30 条第 1 項第 11 号規定を適用しないことは明らかである。異議人が提出した使用証拠資料によれば、根拠商標が系争商標の出願日前に『スキンケア』商品に使用されていたことは認めるが、両商標の類似度が中程度であり、系争商標の権利者が根拠商標を知悉して先取りに登録出願したことを裏付けられる証拠資料が提出されていないので、商標法第 30 条第 1 項第 12 号の不登録事由に該当するとは認められない。よって、本件異議申立は不成立とし、その登録を維持すると決定する。</p>

商標異議申立案件－4

<p>商標概況</p>	<p style="text-align: center;"><b>SIKO</b></p> <p>係争商標： 登録番号：1738259 類別：14 指定商品：チェンブレス又はブレスレット上の装飾品；ジュエルケース；ブローチ；ネックレス；ブレスレット；チェンブレス；指輪等。 商標権者：個人名義・楊筱君(以下、被異議人)</p> <p style="text-align: center;"><b>SEIKO</b></p> <p>異議申立の根拠商標： 登録番号：000923 類別：第21項（出願時） 指定商品：各種時計及びその部品。 商標権者：日系・セイコーホールディングス株式会社 （以下、異議人）</p>
<p>経過</p>	<p>被異議人は2015年4月7日に「SIKO」商標を商標法施行細則第19条第14類『チェンブレス又はブレスレット上の装飾品；ジュエルケース；ブローチ；ネックレス；ブレスレット；チェンブレス；指輪等』商品に指定使用し、經濟部知的財産局（以下、知財局）に登録出願し、同局の審査を経て、第1738259号商標（以下、係争商標）として登録を許可された。</p> <p>異議人は2016年2月16日に、係争商標の登録が商標法第30条第1項第10、11、12号規定に違反しているとして、異議申立を提起した。その後、知財局が審理した結果、2016年11月30日中台異字第G01050113号商標異議審決書を以って「第1738259号商標の登録を取消すべきである」という処分を下した。それに対し被異議人は不服の申立（訴願）を提起しなかった為、本件異議審決が確定した。</p>
<p>期日</p>	<p>2016.02.16－異議申立の提起 2016.11.30－知財局により異議申立成立</p>
<p>本案の要点</p>	<p>本件の争点は係争商標が商標法第30条第1項第11号規定に違反しているかどうか、とのことである。知財局は次の関連要素に基づき異議申立成立という処分を下した。</p> <p>1. 両商標の類似程度：係争商標と根拠商標はいずれも横書きの「S-IKO」レターから構成されたものであり、外観において人に与えるイメージが近似している他、英語の発音規則によって両商</p>

標の呼称が類似となり、係争商標は特別な意味を有しないので、普通の知識又は経験を持つ消費者が購買に普通の注意を払った場合、両者を同一又は関連ある出所によるものとして誤認する可能性があるので、類似性が高いものというべきである。

2. 根拠商標の著名性：異議人は百年以上の歴史を持つ時計メーカーであり、1924年から「SEIKO」をその時計商品の商標として使用を開始し、又、知的財産局の中台異字第 G01020267 号商標異議審決書において、引用商標が時計等商品において表彰する信用・名誉及び品質により、2012年4月頃には既にわが国で著名商標となっていると認定されている。又、異議申立人が提出した証拠資料によれば、根拠商標が係争商標の出願日(2015年4月7日)より前から、時計、時間を計測する機械等商品において、関連公衆に熟知されている著名商標となったことは明らかである。
3. 商標識別性の強弱：根拠商標は異議人の社名要部であり、長期間の使用により著名となっているため、高い識別性を具えている。また、係争商標はその指定商品との間に関連性を有していないので、十分な識別性を具えているというべきである。
4. 先権利者の多角化経営の状況：異議人は根拠商標を時計、電動ミシン、計算機、メガネ、時計用測定器等複数の類別の商品及び関連業務について登録した他、更にメガネ、かみそり、電子辞書等商品に実際使用しており、多角化経営を行っているという事実を有することは明らかである。

前述のように、両商標の類似性は高く、また根拠商標は商標としての識別性が強く、係争商標の出願日より前から著名商標となっている他、異議人は多角化経営を行っており、実際の取引市場で宝石、貴金属と時計商品を結合した商品を販売し、又はそれら商品を同じ場所で陳列販売しており、両者商品間には相当な関連性を有するので、係争商標の登録は、関連消費者に両商標が同一出所に由来し、或いはそれらの使用者の間で関連企業・使用許諾関係、加盟関係或いは他の類似関係を有すると誤認させる可能性があるので、商標法第30条第1項第11号の不登録事由を適用し、本件商標の登録を取消すべきである。

Copyright©201711 TIPL Attorneys-at-Law

台灣國際專利法律事務所

10409 台北市南京東路二段 125 号 偉成大樓 7 階

7<sup>th</sup> Floor, We Sheng Building,

No.125, Nanking East Road, Sec. 2,

P.O.BOX 39-243, Taipei 10409, TAIWAN

Tel : 886-2-2507-2811 Fax : 886-2-2508-3711 • 2506-6971

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw) <http://www.tiplo.com.tw>